

## 所ニ出訴スルコトヲ得

本條は違法の行政處分に依り権利を毀損せられたる場合、行政裁判所に之が矯正を請求することを得せしめた規定であつて、第十三條と相俟つて私人の権利保護に遺憾ながらしめたのである。但し第九條の規定に依る禁止制限又は措置命令の場合に於ける損害補償金額の決定及第十一條の規定に依る土地立入其の他の行爲の場合に於ける損害補償金額の決定又は裁定に付ては訴願と同様行政訴訟を提起することを得ざらしめた。(法第九條第四項、第十一條第四項、第五項)

## 第十五章 罰 則

第十五條 第八條第二項ノ規定同條同項ノ許可ニ附シタル條件又ハ第九條第一項ノ命令若ハ處分ニ違反シタル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處

## ス

國立公園法は國立公園の保護及開發に關する規定を包含するものであつて、開發施設即ち公園の利用施設の遂行に付ては事業計畫の決定、事業の執行等凡て助長行政の範圍に屬し、之が罰則を定むるの必要がないのであるが、公園の保護利用の統制に關する公用制限の規定は警察規則に類似する性質を有するものであるから、此の規定の實效を期する爲公用制限の義務違反者に對する罰則の規定を設くるの必要を認め之を設けたのである。即ち第八條第二項の許可を受くべき行為を許可を受けずして爲したる者、若は其の許可に附したる條件を遵守せざる者、又は第九條第一項の規定に依る禁止制限等の命令又は處分に違反したる者に對しては、二百圓以下の罰金又は科料に處することとしたのである。施行規則第十九條及第二十一條の届出制限の如

きも法第九條に所謂制限の一であるから、此の届出を爲さざる者は此の公用制限を規定する法規命令に違反する者として本條の刑罰を科せらるゝのである。本條の刑罰は主として保安林における公用制限の違反者に對する罰則(森林法第九十七條)に倣つたのであるが、本法の公用制限が啻に木竹の伐採に止まらず、各種工作物の築造、水面の埋立、干拓、鑛物の採掘等經濟的價値の大なる行爲制限なることに鑑み、稍々軽きに失する憾みがある。

註 森林法

第二十六條 保安林ニ於テハ地方長官ノ許可ヲ得ルニ非レバ木竹ノ伐採、傷害、開墾又ハ土石、切芝、樹根、草根、埋木ノ採取若ハ採掘ヲ爲シ又ハ家畜ヲ放牧スルコトヲ得ズ

第九十七條 第二十六條ニ違反シ又ハ第三十二條ノ制限若ハ禁止ニ違反シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

## 第十六章 職權委任

第十六條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ニ規定シタル職權ノ一部

ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

主務大臣の職權は夫々本法に規定してあるけれども、之等の職權は總て必ず主務大臣自ら之を行使すべきものとするは却つて不便となる場合なきを保し難い。故に時と場合に依りては、之を地方長官に委任して、其の職權の一部を行使せしむることを得るの途を開いて、行政の圓滑なる運用に備ふるの必要がある。本條は此の趣意に基き將來の必要に應ぜむとする規定である。

## 第十七章 本法施行の期日

附則

第十七條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

此の施行期日に關する勅令は昭和六年九月十九日公布せられ、茲に本法は愈々同年十月一日より其の施行を見るに至つた。而して國立公園法に基き新たに國立公園委員會も設置せらるゝに至つたから、今後は先づ主要題目たる國立公園の箇所の選定及び之に次いで區域の指定に出發し、國立公園法上の效果は愈々具體的に發現することゝなれるは誠に國家の爲慶祝すべきことであると言はねばならぬ。(完)

附

錄

關

係

法

規



# 國立公園法

(昭和六年四月一日  
法律第三十六號)

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル國立公園法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

(總理、大藏、內務大臣副署)

## 國立公園法

第一條 國立公園ハ國立公園委員會ノ意見ヲ聽キ區域ヲ定メ主務大臣之ヲ指定ス

第二條 本法ニ於テ國立公園計畫ト稱スルハ國立公園ノ保護又ハ利用ニ關スル統制及施設ノ計畫ヲ謂ヒ國立公園事業ト稱スルハ國立公園計畫ニ基キ執行スペキ事業ニシテ道路、廣場、苑地、運動場、野營場、宿舎其ノ他命令ヲ以テ指定スル施設ニ關スルモノヲ謂フ

第三條 國立公園計畫及國立公園事業ハ國立公園委員會ノ意見ヲ聽

キ 主務大臣之ヲ決定ス

第四條 國立公園事業ハ行政官廳之ヲ執行ス

主務大臣特別ノ事由アリト認ムルトキハ公共團體ヲシテ國立公園事業ノ一部ヲ執行セシムルコトヲ得

行政官廳又ハ公共團體ニ非ザル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ特許ヲ受ケ國立公園事業ノ一部ヲ執行スルコトヲ得

第五條 國立公園事業ノ執行ニ要スル費用ハ行政官廳之ヲ執行スル場合ニ在リテハ國庫、公共團體ヲシテ之ヲ執行セシムル場合ニ在リテハ其ノ公共團體、行政官廳又ハ公共團體ニ非ザル者之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ者ノ負擔トス

行政官廳國立公園事業ヲ執行スル場合ニ於テ主務大臣特別ノ事由アリト認ムルトキハ其ノ執行ニ要スル費用ノ一部ヲ公共團體ヲシ

テ負擔セシムルコトヲ得

行政官廳ニ非ザル者國立公園事業ヲ執行スル場合ニ於テ國庫ハ其ノ費用ノ一部ヲ補助スルコトヲ得

第六條 國立公園事業ノ執行ニ依リ生ジタル施設ハ其ノ事業ヲ執行シタル者之ヲ管理ス

主務大臣特別ノ事由アリト認ムルトキハ公共團體ヲ指定シテ行政官廳ノ執行スル國立公園事業ニ依リ生ジタル施設ノ管理ヲ爲サシムルコトヲ得

前二項ノ規定ハ他ノ法律ニ依リ管理者ヲ定メタル場合ニハ之ヲ適用セズ

第一項及第二項ノ規定ニ依ル管理ノ費用ハ行政官廳之ヲ管理スル場合ニ在リテハ國庫公共團體之ヲ管理スル場合ニ在リテハ其ノ公

共團體行政官廳又ハ公共團體ニ非ザル者之ヲ管理スル場合ニ在リ  
テハ其ノ者ノ負擔トス

第七條 行政官廳又ハ公共團體ノ管理スル國立公園ノ施設ニ付占用  
又ハ使用ヲ許可スルトキハ其ノ管理者ハ占用料又ハ使用料ヲ徵收  
スルコトヲ得但シ前條第三項ノ規定ノ適用アル場合ヲ除ク

前項ノ規定ニ依ル行政官廳ノ徵收金ハ國稅徵收法ノ例ニ依リ之ヲ  
徵收スルコトヲ得但シ先取特權ノ順位ハ國稅ニ次グモノトス

第八條 主務大臣ハ國立公園ノ風致維持ノ爲國立公園計畫ニ基キ其  
ノ區域内ニ特別地域ヲ指定スルコトヲ得

特別地域内ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サントスル者  
ハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ命令ヲ以テ許可ヲ要セズト規定  
シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 工作物ノ新築、改築又ハ増築

二 水面ノ埋立又ハ干拓

三 鑛物ノ試掘若ハ採掘、砂鑛ノ採取又ハ土石ノ採掘

四 木竹ノ伐採

五 廣告物、看板其ノ他之ニ關スル物件ノ設置

特別地域内ノ山林ニ對シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ地租其ノ他ノ公課ヲ免除スルコトヲ得

第九條 主務大臣ハ國立公園ノ保護又ハ利用ノ爲必要アリト認ムルトキハ其ノ區域内ニ於テ一定ノ行爲ヲ禁止若ハ制限シ又ハ必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ一定ノ行爲ヲ禁止セラレ又ハ措置ヲ命ゼラレタルガ爲損害ヲ被リタル私人ニ對シテハ通常生ズベキ損害ニ限リ國

庫之ヲ補償ス

勅令ノ定ムル所ニ依リ國庫ハ第一項ノ規定ニ依リ一定ノ行爲ヲ著シク制限セラレタル爲損害ヲ被リタル私人ニ對シ其ノ損害ヲ補償スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル補償金額ハ主務大臣之ヲ決定ス其ノ決定ニ對シテ不服アル者ハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ズ

第十條 主務大臣ハ第八條第二項ノ規定、同條同項ノ許可ニ附シタル條件又ハ前條第一項ノ命令若ハ處分ニ違反シタル者ニ對シ原狀回復ヲ命ズルコトヲ得

第十一條 國立公園ニ關シ實地調査ノ爲必要アルトキハ地方長官ノ

許可ヲ得テ他人ノ土地ニ立入り、目標ヲ設置シ又ハ障碍物ヲ除却スルコトヲ得但シ行政官廳ニ於テハ地方長官ニ通知シテ之ヲ行フコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ豫メ其ノ旨ヲ土地ノ所有者及占有者ニ通知スベシ

第一項ノ場合ニ於テ通常生ズベキ損害ハ同項但書ノ場合ヲ除クノ外其ノ行為ヲ爲シタル者之ヲ補償スペシ

前項ノ規定ニ依ル補償金額ニ付協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ許可ヲ爲シタル地方長官之ヲ裁定ス其ノ裁定ニ對シテ不服アル者ハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ズ

第一項但書ノ場合ニ於テ通常生ズベキ損害ハ國庫之ヲ補償ス

第九條第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十二條 國立公園委員會ノ組織及權限ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ  
之ヲ定ム

第十三條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付  
行政官廳ノ爲シタル處分ニ不服アル者ハ訴願スルコトヲ得

本法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル場合ニ於テハ主務大  
臣ニ訴願スルコトヲ得ズ

第十四條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付  
行政官廳ノ爲シタル違法處分ニ因リ權利ヲ毀損セラレタリトスル  
者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十五條 第八條第二項ノ規定、同條同項ノ許可ニ附シタル條件又ハ

第九條第一項ノ命令若ハ處分ニ違反シタル者ハ二百圓以下ノ罰金  
又ハ科料ニ處ス

第十六條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ニ規定シタル職權  
ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

國立公園法施行期日ノ件

(昭和六年九月十九日  
勅令第二百四十一號)

朕國立公園法施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

(總理、内務大臣副署)

國立公園法ハ昭和六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

# 國立公園法施行令

(昭和六年九月十九日  
勅令第二百四十二號)

朕國立公園法施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

(總理、内務大臣副署)

## 國立公園法施行令

第一條 國立公園事業ノ特許ヲ受ケントスル者ハ左ノ書類及圖面ヲ具シ内務大臣ニ申請スペシ

### 一 起業目論見書

### 二 一般平面圖

### 三 施設ノ創設ニ關スル經費概算書

### 四 施設ノ經營ニ關スル收支概算書

### 五 其ノ他内務大臣ニ於テ必要ト認ムル書類又ハ圖面

第二條　内務大臣ハ國立公園事業ノ特許ニ國立公園計畫上其ノ他公益上必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得

第三條　國立公園事業ノ特許ヲ受ケタル者ハ内務大臣ノ指定スル期間内ニ施設ノ供用ヲ開始スペシ

内務大臣ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ伸長ヲ許可スルコトヲ得

第四條　内務大臣ハ國立公園事業ノ特許ヲ受ケタル者ニ對シ期間ヲ指定シ工事施行ノ認可ヲ申請セシムルコトヲ得

前項ノ工事施行ノ認可申請書ニハ左ノ書類及圖面ヲ添附スペシ

一 工事設計書

二 工事設計圖

三 工事費豫算書

四 特許ヲ受ケタル者會社ノ發起人ナルトキハ會社設立登記ノ體  
本

第一項ノ認可ヲ受ケタル者ハ内務大臣ノ指定スル期間内ニ工事ニ  
着手シ之ヲ竣功セシムベシ

前條第二項ノ規定ハ第一項及前項ノ期間ノ伸長ニ之ヲ準用ス

第五條 國立公園事業ノ特許ヲ受ケタル者第一條又ハ前條第二項ノ  
規定ニ依ル書類又ハ圖面ニ記載セル事項ヲ變更セントスルトキハ  
内務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第六條 國立公園事業ノ特許ヲ受ケタル者ハ内務大臣ノ許可ヲ受ク  
ルニ非ザレバ其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ休止シ又ハ廢止スルコト  
ヲ得ズ其ノ特許ヲ受ケタル者法人ナル場合ニ於テ總會ノ決議又ハ  
總社員ノ同意ニ因ル解散ニ付亦同ジ

第七條 國立公園事業ノ特許ニ因リテ生ズル權利義務ノ讓渡ニ付テ  
ハ内務大臣ノ許可ヲ受クベシ

國立公園事業ノ特許ニ因リテ生ズル權利義務ノ會社合併ニ因ル承  
繼ニ付テハ合併前内務大臣ノ許可ヲ受クベシ

國立公園事業ノ特許ヲ受ケタル者死亡シタルトキハ相續人ハ其ノ  
特許ニ因リテ生ズル權利義務ヲ承繼ス

第八條 内務大臣ハ國立公園事業ノ特許ヲ受ケタル者ニ對シ事業ノ  
狀況ニ關シ検査ヲ爲シ、報告ヲ爲サシメ其ノ他監督上必要ナル事項  
ヲ命ズルコトヲ得

第九條 左ノ場合ニ於テハ國立公園事業ノ特許ハ當該範圍ニ付其ノ  
效力ヲ失フ

一 特許ヲ受ケタル者會社ノ發起人ナルトキハ施設ノ供用開始期

間内(工事施行ノ認可ヲ申請セシムル場合ニ在リテハ其ノ認可申請期間内ニ會社設立ノ登記ヲ爲サザルトキ

二 工事施行ノ認可申請期間内ニ其ノ認可ヲ申請セザルトキ

三 工事施行ノ認可申請ニ對シ不認可ノ處分アリタルトキ

四 事業ノ全部又ハ一部ニ付廢止ノ許可ヲ受ケタルトキ

五 事業ヲ營ム法人解散シタルトキ

第十條 國立公園事業ノ特許ヲ受ケタル者法令若ハ之ニ基キテ爲ス處分又ハ特許、許可若ハ認可ニ附シタル條件ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ内務大臣ハ特許ノ全部又ハ一部ヲ取消スコトヲ得

第十一條 前二條ノ規定ニ依リ國立公園事業ノ特許ノ效力消滅シタル場合ニ於テハ内務大臣ハ特許ヲ受ケタル者ニ對シ原狀回復其ノ

他必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

第十二條　内務大臣ハ國立公園事業ノ執行ヲ命セラレタル公共團體ニ對シ工事施行ノ認可ヲ申請セシムルコトヲ得

第四條第二項ノ規定ハ前項ノ認可申請ニ之ヲ準用ス

第一項ノ認可申請書ニ添附シタル書類又ハ圖面ニ記載セル事項ヲ變更セントスルトキハ内務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十三條　行政官廳國立公園事業ヲ執行セントスルトキハ内務大臣ニ協議ヲ爲スベシ

第十四條　左ニ掲タル國立公園區域内ノ國有地ハ之ヲ内務大臣ノ管理ニ移スベシ

一　國有林野中國立公園ノ施設ノ敷地及其ノ附屬地ヲ包容スル集團施設地區並ニ國立公園事業上必要ナル自動車道路ノ敷地

二 不要存置國有林野ニ屬スル土地ニシテ國立公園計畫上重要ナルモノ但シ部分林、保管林、委託林、豫約開墾地及長期貸付地ヲ除ク  
三 前二號ニ掲タルモノノ外雜種財產タル土地但シ所管大臣ニ於テ管理スルヲ必要トスル特別ノ事由アルモノヲ除ク

四 營林財產及雜種財產ヲ除クノ外國立公園計畫上重要ナル土地ニシテ内務大臣ノ管理ニ屬セシムルヲ適當トスルモノ  
前項ノ土地ハ内務大臣所管大臣ト協議シテ之ヲ定ム

前二項ノ規定ハ國有財產法施行令第三條ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

第十五條 行政官廳ニ非ザル者ノ管理スル國立公園ノ施設ニ付テハ其ノ管理者管理方法ヲ定メ遲滯ナク内務大臣ニ届出ヅベシ其ノ管理方法ヲ變更シタルトキ亦同ジ

内務大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ管理方法ノ變更ヲ命ズル

コトヲ得

第十六條　國立公園法第八條又ハ第九條ノ規定ニ基キ内務大臣ノ許可ヲ受クベキ行爲ヲ行政廳ニ於テ爲サントスルトキハ内務大臣ニ協議ヲ爲スペシ

國立公園法第九條ノ規定ニ基キ内務大臣ニ届出ヲ爲スペキ行爲ヲ行政廳ニ於テナサントスルトキハ内務大臣ニ通知スペシ

附　　則

本令ハ國立公園法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國立公園法施行規則(昭和六年九月十九日  
内務省令第二十五號)

國立公園法施行規則左ノ通定ム

國立公園法施行規則

國立公園法施行規則

第一條 内務大臣國立公園ノ指定ヲ爲シタルトキハ官報ヲ以テ之ヲ告示ス其ノ區域ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第二條 左ノ施設ハ國立公園法第二條ノ規定ニ依リ之ヲ指定ス

一 自動車、車庫、自動車道其ノ他自動車ニ關スル運輸施設、航空機、格納庫、飛行場其ノ他航空機ニ關スル運輸施設、船舶、埠頭、棧橋其ノ他船舶ニ關スル運輸施設及橋梁

二 水道、下水道、汚物處分施設、醫療救急施設、公衆浴場、水泳場及釣魚場

三 博物館、植物園、動物園及水族館

四 造林施設及養魚施設

五 砂防施設及防火施設

第三條 内務大臣國立公園計畫又ハ國立公園事業ノ決定ヲ爲シタル

トキハ官報ヲ以テ其ノ要領ヲ告示ス其ノ計畫又ハ事業ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第四條 國立公園事業ノ特許申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ

一 會社發起人ニ在リテハ定款

二 會社ニ在リテハ定款及會社登記ノ謄本竝ニ國立公園事業ニ關スル株主總會ノ決議錄又ハ總社員ノ同意書ノ謄本

三 會社以外ノ法人ニ在リテハ定款寄附行爲又ハ規約及法人登記ノ謄本竝ニ總會ノ決議錄ノ謄本

四 組合ニ在リテハ其ノ契約書ノ謄本及國立公園事業ニ關スル總組合員ノ同意書ノ謄本

第五條 起業目論見書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ  
一 起業ノ種類

## 二 起業ノ目的

三 起業資金ノ總額及其ノ出資方法

四 施設ノ位置及規模ノ概要

五 工事ヲ施行スル場合ニ在リテハ工事ノ概要及工事施行期間

六 施設ノ經營期間

第六條 一般平面圖ハ起業ノ種類ニ從ヒ縮尺五萬分一乃至千分一ノ平面圖トシ施設ノ位置及其ノ附近地ノ現況ヲ記載スペシ

第七條 施設ノ創設ニ關スル經費概算書ニハ其ノ總額ヲ測量費、監督費用、用地費、土工費、建物費、設備費、總係費、豫備費等ノ各項ニ分チ數量、單價、及金額ヲ記載スペシ

第八條 施設ノ經營ニ關スル收支概算書ニハ收入及支出ノ總額、内譯並ニ其ノ計算ノ基ク所ヲ示シ且起業資金ニ對スル純益ノ割合ヲ記

載スベシ

第九條 工事設計書ニハ工事設計ノ要領、工事施行ノ順序、方法其ノ他工事ノ實施ニ關シ必要ナル事項ヲ記載スベシ

第十條 工事設計圖ハ工事ノ種類ニ從ヒ平面圖、側面圖、斷面圖、構造圖又ハ意匠配色圖ニ分チ縮尺二千五百分一以上トス

平面圖ハ一般平面圖ヲ補足スルモノタルベク平面圖、側面圖及斷面圖ニハ工事ノ施行ニ依リ附近地ニ變化ヲ及ボス程度ヲ併セ記載スベシ

第十一條 工事費豫算書ニハ第七條記載ノ各項ヲ目ニ分チ各其ノ數量、單價、金額及内訳ヲ示スベシ

第十二條 國立公園事業ノ特許ニ因リテ生ズル權利義務ノ讓渡ノ許可申請書ニハ當事者連署シ左ノ書類ヲ添附スベシ

一 讓渡契約書ノ謄本

二 讓受人ガ會社發起人ナル場合ニ於テハ定款

三 讓渡人又ハ讓受人ガ法人ナル場合ニ於テハ讓渡ニ關スル總會ノ決議錄又ハ總社員ノ同意書ノ謄本、組合ナル場合ニ於テハ讓渡ニ關スル總組合員ノ同意書ノ謄本

四 讓受人ガ國立公園事業ノ經營者ニ非ザル法人ナル場合ニ於テハ定款、寄附行為又ハ規約及法人登記ノ謄本、組合ナル場合ニ於テハ其ノ契約書ノ謄本

第十三條 前條ノ規定ハ國立公園事業ノ特許ニ因リテ生ズル權利義務ノ會社合併ニ因ル承繼ニ之ヲ準用ス

第十四條 國立公園事業ヲ營ム法人ノ解散ノ許可申請書ニハ解散ノ事由ヲ記載シ且解散ニ關スル總會ノ決議錄又ハ總社員ノ同意書ノ

謄本ヲ添附スベシ

第十五條 左ノ場合ニ於テハ國立公園事業ノ特許ヲ受ケタル者ハ遲

滯ナク之ヲ内務大臣ニ届出ヅベシ

一 工事ニ著手シ又ハ之ヲ竣功セシメタルトキ

二 施設ノ供用ヲ開始シタルトキ

三 會社設立ノ登記ヲ爲シタルトキ(工事施行ノ認可ヲ申請セシム  
ル場合ヲ除ク)

國立公園事業ノ特許ニ因リテ生ズル權利義務ノ讓渡終了シタルト  
キハ遲滯ナク當事者連署ノ上之ヲ内務大臣ニ届出ヅベシ國立公園  
事業ヲ營ム會社ノ合併終了シタルトキ亦同ジ

相續ニ因リ國立公園事業ノ特許ニ因リテ生ズル權利義務ヲ承繼シ  
タル者ハ戸籍謄本ヲ添ヘ遲滯ナク之ヲ内務大臣ニ届出ヅベシ

第十六條　内務大臣特別地域ノ指定ヲ爲シタルトキハ官報ヲ以テ之ヲ告示ス其ノ地域ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第十七條　國立公園法第八條第二項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ書類及圖面ヲ具シ内務大臣ニ申請スベシ

一　設計書又ハ施行方法書

二　行爲ノ種類ニ從ヒ設計又ハ施行方法ノ表示ニ必要ナル圖面設計書又ハ施行方法書ニハ左ノ事項ヲ記載スペシ

一　行爲ノ種類

二　行爲ノ目的

三　行爲地ノ所在、地目、地番及面積

四　行爲ノ種類ニ從ヒ工作物(廣告物、看板其ノ他之ニ關スル物件ヲ含ム)ノ設計又ハ行爲ノ施行方法

五 著手及完了ノ期日

第一項ノ書類又ハ圖面ニ記載セル事項ヲ變更セントスルトキハ内務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十八條 左ニ掲タル行爲ハ國立公園法第八條第二項ノ規定ニ依ル許可ヲ受クルコトヲ要セズ

一 井溝、井堰、水桶、水車、風車、水槽等ノ新築、改築又ハ増築

二 門、生垣、圍牆、圍舍、禽舍等ノ新築、改築又ハ増築

三 社寺境内地又ハ墓地ニ於ケル鳥居、燈籠、墓碑等ノ新築、改築又ハ

増築

四 炭窯、炭燒小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舍、納屋、肥料溜等ニシテ公道其ノ他公衆ノ自由ニ出入シ得ル場所ヨリ二十メートル以上ノ距離ヲ有スルモノノ新築、改築又ハ増築

- 五 飯、簾、網納屋、漁具干場等ノ新築、改築又ハ増築
- 六 工事用假工作物(宿舎ヲ除ク)ノ新築、改築又ハ増築
- 七 宅地内ニ於ケル土石ノ採掘
- 八 地貌ノ變化ヲ來サザル土石ノ採掘
- 九 宅地内ニ於ケル木竹ノ伐採
- 十 自家用ノ爲ニスル木竹ノ擇伐、塊狀擇伐ヲ除ク
- 十一 桑、茶、楮、三樅、杞柳、桐、果樹其ノ他農業用栽培木竹ノ伐採
- 十二 枯損木竹又ハ危險木竹ノ伐採
- 十三 森林保育ノ爲ニスル下刈、蔓切又ハ間伐
- 十四 牧野改良ノ爲ニスル荊棘、灌木等ノ除去
- 十五 軒下ニ於ケル廣告物、看板其ノ他之ニ關スル物件ノ設置
- 十六 非常災害ノ爲必要ナル應急處置

十七 施業計畫ニ付豫メ内務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ施

業計畫ニ基ク行爲

十八 特別地域指定ノ際既ニ著手セル行爲

第十九條 特別地域内ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲サン

トル者ハ其ノ行爲ノ日ヨリ十四日以前ニ内務大臣ニ届出ヅベシ

一 開墾其ノ他土地ノ形質ノ變更

二 木竹ノ植栽

三 家畜ノ放牧

第二十條 左ニ掲タル行爲ハ前條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲スコトヲ要

セズ

一 土地ノ掘鑿切取盛土等土地ノ形質ノ變更ニシテ地貌ノ變化ヲ

來サザルモノ

二 宅地内ニ於ケル木竹ノ植栽

三 農業用栽培木竹ノ植栽

四 現存木竹ト同一種類ノ木竹ノ植栽

五 施業計畫ヲ豫メ内務大臣ニ届出タルトキハ其ノ施業計畫ニ基  
ク行爲

六 特別地域指定ノ際既ニ著手セル行爲

第二十一條 國立公園法第八條第一項ノ規定ニ依リ特別地域ニ指定  
セラレザル國立公園内ノ地域ハ之ヲ普通地域トス

普通地域内ニ於テ國立公園法第八條第二項各號ノ一ニ該當スル行  
爲ヲ爲サントスル者ハ其ノ行爲ノ日ヨリ十四日以前ニ内務大臣ニ  
届出ヅベシ

第二十二條 左ニ掲グル行爲ハ前條第二項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲ス

コトヲ要セズ

一 第十八條第一號乃至第十六號各號ノ一ニ該當スル行爲  
二 施業計畫ヲ豫メ内務大臣ニ届出タルトキハ其ノ施業計畫ニ基  
ク行爲

三 國立公園指定ノ際既ニ著手セル行爲

第二十三條 第十九條又ハ第二十一條第二項ノ規定ニ依ル届出書ニ  
ハ設計書又ハ施行方法書ヲ添附スベシ

第十七條第二項ノ規定ハ前項ノ設計書又ハ施行方法書ニ之ヲ準用  
ス

第一項ノ設計書又ハ施行方法書ニ記載セル事項ヲ變更セントスル  
トキハ其ノ行爲ノ日ヨリ十四日以前ニ内務大臣ニ届出ヅベシ

第二十四條 國立公園法第十一條第一項ノ行爲ヲ爲ス者ハ地方長官

ノ許可證、同條同項但書ノ行爲ヲ爲ス當該吏員ハ其ノ證票ヲ携帶シ  
關係者ノ請求アリタルトキハ之ヲ示スペシ

**第二十五條** 國立公園法第十一條第四項ノ規定ニ依ル裁定ヲ受ケン  
トル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書(正副二通)ヲ地方長官ニ提  
出スペシ

一 申請人及相手方ノ氏名、住所又ハ名稱、所在地

二 請求ノ内容及理由

地方長官申請書ヲ受理シタルトキハ其ノ副本ヲ相手方ニ送付シ其  
ノ指定スル期間内ニ答辯書ヲ差出サシムベシ

指定ノ期間内ニ答辯書ヲ差出サザルトキハ地方長官ハ申請書ノミ  
ニ依リテ裁定ヲ爲スコトヲ得副本ノ送付ヲ爲スコト能ハザルトキ  
亦同ジ

**第二十六條** 裁定書ニハ理由ヲ附シ地方長官之ヲ當事者雙方ニ送付  
スペシ

裁定書ノ送付ヲ爲スコト能ハザルトキハ地方ノ公布式ニ依リ之ヲ  
告示スペシ

前項ノ告示アリタル後七日ヲ經過シタルトキハ裁定書ノ送付アリ  
タルモノト看做ス

**第二十七條** 國立公園法、國立公園法施行令又ハ本則ノ規定ニ依リ内  
務大臣ニ提出スル書類ハ地方長官ヲ經由スペシ但シ二府縣以上ニ  
關スル事項ニ付テハ關係地方長官ノ一ヲ經由シ別ニ其ノ副本ヲ他  
ノ關係地方長官ニ提出スペシ

附 則

本則ハ國立公園法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## 國立公園委員會官制

(昭和六年九月十九日  
勅令第二百四十三號)

朕國立公園委員會官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

### 國立公園委員會官制

(總理、內務大臣副署)

#### 第一條 國立公園委員會ハ内務大臣ノ監督ニ屬シ國立公園法第一條

及第三條ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ調査審議ス  
委員會ハ前項ノ外關係各大臣ノ諮詢ニ應ジ國立公園ニ關スル重要  
ナル事項ヲ調査審議ス

委員會ハ國立公園ニ關スル重要ナル事項ニ付關係各大臣ニ建議ス  
ルコトヲ得

#### 第二條 委員會ハ會長一人及委員四十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ内務大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ關係各廳高等官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 會長ハ会務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ内務大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 委員會ニ幹事ヲ置ク内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條 委員會ニ書記ヲ置ク内務大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附 則

本令ハ國立公園法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

土地收用法中改正法律

(昭和六年四月一日  
法律第五十三號)

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル土地收用法中改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ  
公布セシム

(總理、内務大臣副署)

土地收用法中左ノ通改正ス

第二條第四號中「索道」ノ下ニ「專用自動車道」ヲ「下水」ノ下ニ「國立公園」ヲ加  
フ

附 則

本法中専用自動車道ニ關スル規定ハ自動車交通事業法施行ノ日ヨリ、

國立公園ニ關スル規定ハ國立公園法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

【參 照】

明治三十三年法律第二十九號土地收用法抄錄

第二條 土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業ハ左ノ各號ノ一一  
該當スルモノナルコトヲ要ス

(中略)

四 鐵道、軌道、索道、道路、橋梁、河川、堤防、砂防、運河、用惡水路、溜池、船渠、港  
灣、埠頭、水道、下水、市場、電氣裝置、瓦斯裝置又ハ火葬場ニ關スル事業



昭和六年十二月十五日印 刷  
昭和六年十二月二十日發 行

【定價金壹圓貳拾錢】

著 者 伊 藤 武 彦

發 行 者 谷 文 一

東京府北豐島郡瀧野川町中里二二六

印 刷 者 白 柳 喜 康

複 製 不 許

發 行 所 國 立 公 園 協 會

內 務 省 衛 生 局 內

